

内 灘 町

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 6 月改定

— 目 次 —

はじめに

1 取組の経緯	1
2 行動計画の位置づけ	2

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
第4節 対策推進のための役割分担	11
第5節 町行動計画における主な対策項目	14
第6節 町行動計画の実効性を確保するための取組	15
第7節 複数の項目に共通する横断的な視点	16

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制	
第1節 準備期	18
第2節 初動期	20
第3節 対応期	24
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期	25
第2節 初動期	28

第3節 対応期	3 0
第3章 まん延防止	
第1節 準備期	3 2
第2節 初動期	3 4
第3節 対応期	3 5
第4章 ワクチン	
第1節 準備期	3 6
第2節 初動期	4 2
第3節 対応期	4 5
第5章 保健	
第1節 準備期	4 8
第2節 初動期	5 0
第3節 対応期	5 1
第6章 物資	
第1節 準備期	5 2
第2節 初動期及び対応期	5 3
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	
第1節 準備期	5 4
第2節 初動期	5 6
第3節 対応期	5 7
略称・用語集	5 9

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されている。また、未知の新感染症についてもその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

新型インフルエンザ等の発生に備え、町として迅速かつ的確に対応できるように、また、町民生活への影響を最小限にするため『内灘町新型インフルエンザ等対策行動計画』（以下「町行動計画」という。）を特措法に基づき定める。

1 取組の経緯

国及び石川県では、平成17年（2005年）に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定を行ってきた。本町においてもそれらを踏まえ内灘町新型インフルエンザ対策行動計画（平成21年11月）を策定し、流行規模を想定し危機管理体制、基本方針などの対策方針を整理した。

国は、特措法第6条に基づき、平成25年（2013年）に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、それを踏まえ石川県では平成26年（2014年）3月に「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。町においても、これら政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、同年3月に「町行動計画」を作成した。

令和6年7月、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、政府行動計画が全面改定され、これを受け令和7年3月に県行動計画が改定された。

今般、政府行動計画及び県行動計画の改定を受け、町行動計画を改定する。また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、国や県はその行動計画を随時変更するものとしており、本町においても必要に応じて、その都度、見直すものとする。

2 行動計画の位置づけ

町行動計画の改定にあたっては、政府行動計画及び県行動計画と整合性を図り、感染症について専門的な知識を有する学識経験者の意見を聴取する。

町行動計画には、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進、町が実施すべき措置、対策を推進するための体制、及び関係機関との連携について等の事項を掲載する。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとする。

なお、対象とする感染症は、以下のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症※、再興型新型コロナウイルス感染症）
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

※新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）は、感染症法施行規則第1条第15号において五類感染症に位置づけされているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置き、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

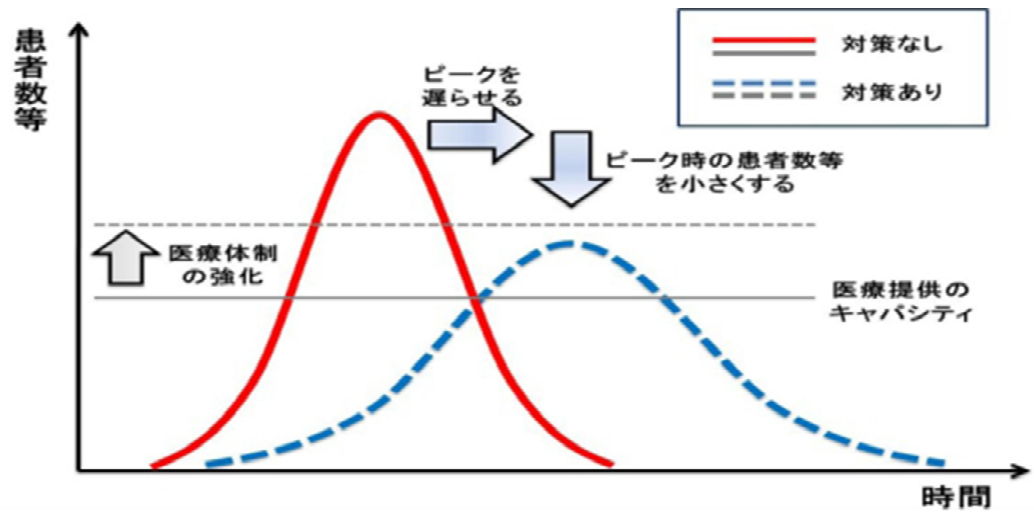
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

1. 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン接種等までの時間を確保する。
2. 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
3. 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

1. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換を円滑に行うことにより、町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
2. 町民の生活及び経済の安定を確保する。
3. 感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
4. 業務継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは大きなリスクとなりかねない。

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであり、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

発生段階は「準備期」、「初動期」、「対応期」の3つに分類する。

発生段階		戦略
準備期	発生前の段階	地域におけるワクチンの接種体制の整備、町民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応に切り替える。 海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染

		性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	特措法によらない基本的な感染症対策に切り替える。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、国や県等関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ ワクチン接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤ 情報の有効活用、国、県との情報連携等のためのDXの推進のほか、人材育成等

医療関連情報の適切な活用、国、県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国、県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及

び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から④までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、国や県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

③ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

④ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を県が講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リ

スクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等によりまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

内灘町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要と認める場合においては、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる対策等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保を進める。また、県及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携

体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び町は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(9) 対策に関わる医療従事者や行政職員のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しがみえないこと等により、対応にあたる医療従事者や行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。そのため、町は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者や行政職員のメンタルヘルス支援を行う。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部の下で基本的対処方を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 石川県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国が定める基本的対処方針に基づき地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する金沢市、感染症指定医療機関（第一種及び第二種感染症指定医療機関に限る。以下同じ。）、関係機関、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

（３） 内灘町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

（４） 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５） 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づ

き、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策）を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第5節 町行動計画における対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替のタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を主な取組項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

第6節 町行動計画の実効性を確保するための取組

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 町行動計画の必要な見直し

県においては、訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、政府行動計画等の見直し内容も踏まえ、県行動計画やマニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要であるとして、県行動計画等に基づく取組について毎年度定期的なフォローアップ等を行うとされている。これを踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ町行動計画の見直しを行う。

第7節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の（１）から（３）までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- （１） 人材育成
- （２） 国や県、他市町との連携
- （３） DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

（１） 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際、町は、県や保健所が実施する研修等への職員の積極的な参加を促進するとともに、町独自の研修等を通じて、より多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることを踏まえ、幅広い人材を対象とした人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修等の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修等の取組、日頃からの保健衛生部局と危機管理部局との連携や連動等が求められる。

新型コロナ対応の経験を有する職員の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修や人材育成を進めることにも取り組むよう努める。

（２） 国や県、他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、地方公共団体の役割は極めて重要である。国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。町は町民に最も近い行政単位として、予防接種や町民の生活支援等の役割を担うとともに、地域の実情に応じた対策を実施する。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では、地域や町境を越えた人の移動や感染の広がり等を考慮し、県内の近隣市町との連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となるよう、平時から国及び県との連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う町の意見を適切に反映させるよう努める。また、国及び県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

（３）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、データの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナウイルス対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国及び県と連携しながら、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

また、DX 推進の取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、国民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

こうした国や県の動向を踏まえ、町も国や県と連携して、予防接種記録の DX 化等、対策を行っていく。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

目的		感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速かつ的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。
所要の対応	準備期	・ 行動計画等の作成や体制整備・強化 ・ 実践的な訓練の実施 ・ 関係機関との連携の強化
	初動期	・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保
	対応期	・ 職員の派遣・応援への対応 ・ 必要な財政上の措置 ・ 緊急事態措置の検討等について ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制
主な担当課		総務課、財政課、保険年金課

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の

向上を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化するよう努める。

（２）所要の対応

１．行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成し、必要に応じ変更する。その際には、県に必要な助言を求める等、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有するその他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

２．実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施に努める。

３．関係機関との連携の強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部及び内灘町新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 町は、政府対策本部や県対策本部が設置された場合等、必要に応じて町対策本部及び連絡調整会議を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて第1節（準備期）（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機能的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹ことを検討し、所要の準備を行う。

1 特措法第70条の2第1項。都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

町の実施体制（初動期以降）

時期	初動期	～	対応期
	国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑い		厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表（感染症法）
政府	閣僚会議・関係省庁対策会議		政府対策本部【特措法】
県	石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部 本部長：健康福祉部長 構成員：各部局企画調整室長、健康福祉部次長、関係課長、県保健所長、保健センター所長 速やかに感染症連携協議会を開催し、関係者間で情報共有を図り、保健医療調整本部の立ち上げ準備に着手 感染症連携協議会（常時設置）【感染症法】 参集者：県健康福祉部、金沢市、学識経験者、消防関係、感染症指定医療機関、関係機関 等		石川県新型インフルエンザ等対策本部【特措法】 本部長：知事 構成員：副知事、教育長、県警本部長、各部局長 保健医療調整本部【県独自】 本部長：健康福祉部長 構成員：健康福祉部各課、金沢市、保健医療調整コーディネーター 等 保健医療調整本部会議【県独自】（拡大感染症連携協議会） 参集者：県健康福祉部、金沢市、学識経験者、消防機関、感染症指定医療機関、関係機関、保健医療調整コーディネーター、協定指定医療機関 等
町	町対策本部が設置された場合、速やかに設置する		内灘町新型インフルエンザ等対策本部【任意】 本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 参集者：各部長、各課長 等 新型インフルエンザ等緊急事態宣言 内灘町新型インフルエンザ等対策本部【特措法】 本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 本部長が必要と認めた者 内灘町新型インフルエンザ等対策連絡調整会議【町独自】 会長：保健衛生部局担当部長 副会長：総務部長 参集者：各課長、会長が必要と認めた者

県行動計画から引用

内灘町新型インフルエンザ等対策本部

設置段階	緊急事態宣言がなされた場合、直ちに設置 府県対策本部や市県対策本部が設置された場合等、必要に応じて設置
構成	本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 本部長員：消防長、各部長、その他本部長が必要と認めた者
本部長の権限	（１）緊急事態宣言がなされた場合の町内における新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。 （２）特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。 （３）特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第24条第4項の規定による要請²を行うよう求める。 （４）総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求める。 （５）総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。 （６）町教育委員会に対し、町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。 （７）町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をする。
役割	連絡調整会議から対策の方針案（連絡調整会議が策定した対策のうち特に重要な事項）の説明を受け、実施の決定と必要な指示・命令を行う。 （１）町内公共施設の閉鎖、利用制限、町の行事の中止・延期等の決定 （２）町職員の勤務体制の見直し （３）対策の予算措置の決定 （４）その他重要事項の決定
事務局	保険年金課（保健センター）、総務課

2 都道府県対策本部長は、特措法第24条第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

内灘町新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

設置段階	町対策本部が設置された場合、速やかに設置
構成	会 長：保健衛生部局担当部長 副会長：総務部長 参集者：各課長、その他会長が必要と認めた者
役割	（１）情報収集・情報交換 ・各課が所管する施設（関係機関）との情報交換 ・国、県（保健福祉センター）等からの通知、指示事項の確認 →集約した情報を対策本部に報告 （２）状況に応じた対策の検討、策定、実施及び軽易な対策の決定 →対策の方針等で町民生活に大きな影響を及ぼす重要な事項については対策本部に提案 （３）新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発 （４）町業務継続に関する調整 （５）町行動計画の見直し
事務局	保険年金課（保健センター）、総務課

3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（2）所要の対応

1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援要請を行う。

2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3. 緊急事態措置の検討等について

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する³。町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされ政府対策本部や県対策本部が廃止されたときは、遅延なく町対策本部を廃止する。

3 緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目的	感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。 このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。	
所要の対応	準備期	・ 感染症に関する情報提供・共有 ・ 偏見・差別等に関する啓発 ・ 偽・誤情報に関する啓発 ・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 ・ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
	初動期	・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・ 双方向のコミュニケーションの実施 ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
	対応期	・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・ 双方向のコミュニケーションの実施 ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
主な担当課		総務課、子育て支援課、保険年金課、福祉課、学校教育課

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について

適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

（２）所要の対応

１．感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、国及び県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民の理解を深めるため、各種媒体を利用して情報提供・共有する。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町の保健衛生部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、保護者連絡アプリを通じて保護者とも連携し、こどもにもわかりやすい情報提供・共有を行う。

２．偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

３．偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行

う。

また、例えばワクチン接種や治療薬、治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

4. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共通する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- ③ 町は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、町民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う方法を検討する。

5. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q & A の公表、国からの要請を受けて設置するコールセンター等を通じて、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制の構築を進める。
- ② 町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置されるよう準備する。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

- ② 町は、国からの要請を受けてコールセンター等を設置する。

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセン

ター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

- ② 町は、国の要請を受けてコールセンター等を設置したときは、国や県が改定する Q&A 等を活用し、コールセンター等を継続する。

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止

目的		新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。
所要の対応	準備期	・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
	初動期	・町内でのまん延防止対策の準備
	対応期	・県が実施するまん延防止対策への協力
主な担当課		総務課、子育て支援課、保険年金課、福祉課、企画振興課 学校教育課、文化スポーツ課

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

（2）所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん

延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等行うことの必要性について理解促進を図る。

- ② 県、町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 町は、県が実施するまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（2）所要の対応

1. 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

（2）所要の対応

1. 基本的な感染対策の徹底

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

2. 外出等に係る県の要請の周知

町は、県が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置に基づく外出自粛要請等について、地域の感染状況に応じて、町民等へ周知する。

3. 公共施設の使用制限

町は、県が実施する緊急事態措置（施設の使用制限・停止等）に基づき、地域の感染状況に応じて、公共施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や休館措置を実施する。

4. 学校の臨時休業

町は、町が所管する学校等について、県の要請に基づき、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等の措置を地域の感染状況等を踏まえ、適切に実施する。

5. 保育施設の臨時休業

町は、町が所管する保育所、子育て支援センター、学童保育クラブ等の保育施設について、地域の感染状況等を踏まえ、臨時休業等の措置を適切に実施する。

第4章 ワクチン

目的		ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。
所要の対応	準備期	・ワクチン接種に必要な資材 ・ワクチンの提供体制 ・接種体制の構築 ・情報提供・共有 ・D X の推進
	初動期	・接種体制
	対応期	・ワクチンや必要な資材の供給 ・接種体制 ・健康被害救済 ・情報提供・共有
主な担当課		保険年金課

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

（２）所要の対応

１．ワクチン接種に必要な資材

町は、以下の表１を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表１ 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿、非アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計・非接触体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 酸素ボンベ ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ☐ 担架 ☐ 車椅子	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具等】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ マジック ☐ クリアファイル ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設置物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ パーテーション ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

２．ワクチンの提供体制

町は、実際にワクチンを提供するに当たっては、管内のワクチン配送事業者の

システムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3. 接種体制の構築

① 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うよう努める。

② 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、町は接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

特定接種の対象となり得る町職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。

③ 住民接種

町は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- ・ 町は、住民接種については厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、表2に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、河北郡市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

表2 接種に必要な資源等

1	接種対象者数
2	町の人員体制の確保
3	医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

4	接種場所の確保（医療機関、役場庁舎、保健センター、公民館等）及び運営方法の策定
5	接種に必要な資材等の確保
6	国、県、市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
7	接種に関する住民への周知方法の策定

- ・ 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表3 接種対象者の試算方法の考え方

		住民接種対象者試算方法	備考
A	総人口	人口統計（総人口）	
B	基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	
C	妊婦	母子健康手帳届出数	
D	幼児	人口統計（1-6 歳未満）	
E 1	乳児	人口統計（1 歳未満）	
E 2	乳児保護者	人口統計（1 歳未満）×2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
F	小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	
G	高齢者	人口統計（65 歳以上）	
H	成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- （イ） 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- （ウ） 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者（接種会場に学校を使用する場合）等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4. 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図るよう努める。

① 住民への対応

町は、WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の1つとして「Vaccine Hesitancy⁴」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況を踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

② 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適切かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供を行う。

4 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

③ 保健衛生部局以外の分野との連携

町保健衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び保健衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町保健衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

5.D X の推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

（1）目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携して、速やかな予防接種へとつなげる。

（2）所要の対応

1. 接種体制

① 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国の方針を踏まえながら、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。

② 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は河北郡市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて河北郡市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

③ 住民接種

- ・ 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ・ 接種の準備に当たっては、保健衛生部局の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険部局、障害保健福祉部局と保健衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は保健衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、

コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は河北郡市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ・ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、河北郡市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、役場庁舎、保健センター、公民館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ・ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ・ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ・ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、表4に示すとおりとする。

表4 医療従事者等の例（役場町民ホールの場合）

担当業務	職種	人数
予診	医師	3名（1名×3ブース）
接種	医師又は看護師	4名（1名×4ブース）
接種補助	保健師等	4名（1名×4ブース）
薬剤充填	薬剤師又は看護師	2～4名程度
接種後の状態観察	看護師等	1～2名

受付、予約等確認	事務職員等	3～4名
予診票確認	保健師等	3～4名
誘導・案内	事務職員等	5名程度
接種済証の発行	事務職員等	2名程度

- ・ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品等（例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ河北都市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、河北都市医師会等から一定程度持参してもらおう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、表1のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。
- ・ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ・ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるように準備を行う。

第3節 対応期

（1）目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

① 特定接種

- ・ 町職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

・ 予防接種体制の構築

町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

・ 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

・ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

・ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。

・ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

③ 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

④ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

⑤ 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3. 健康被害救済

- ① 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- ② 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ③ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が予防接種当日に住民基本台帳に記録されている市町村とする。

4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第5章 保健

目的		新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町等は地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。
所要の対応	準備期	・連携体制の構築 ・保健所等の体制整備への協力 ・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	初動期	・有事体制への移行準備 ・町民への情報提供・共有の開始
	対応期	・健康観察及び生活支援への協力 ・情報提供・共有、リスクコミュニケーション
主な担当課		保険年金課、福祉課

第1節 準備期

（1）目的

保健所等が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

（2）所要の対応

1. 連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県等との連携を強化する。さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や健康観察の協力等が必要となるため、町は県等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

2. 保健所等の体制整備への協力

町は、県が実施する健康観察に協力できるよう体制を整備する。

3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、国や県等から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、町民に対して情報提供・共有を行う。また、町民への情報提供・共有方法や、町民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 町は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。
- ③ 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ④ 町は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

第2節 初動期

（1）目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

町民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の町内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

（2）所要の対応

1. 有事体制への移行準備

町は、県等が予防計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行準備を行うにあたっては、県等からの要請を受けて必要な協力を行う。

2. 町民への情報提供・共有の開始

町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、国が作成する Q&A の公表等を通じて、町民に対する速やかな情報提供共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

（1）目的

町は、準備期に整理した連携体制に基づき、必要な協力を行うことで、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（2）所要の対応

1. 健康観察及び生活支援への協力

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6章 物資

目的		新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等を推進する。
所要の対応	準備期	・ 感染症対策物資等の備蓄等
	初動期	・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等
	対応期	・ 備蓄物資等の供給に関する相互協力
主な担当課		総務課、保険年金課、消防本部（署）

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県及び町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（2）所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期及び対応期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、準備期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

（2）所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。また、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、町関連機関等の配布先を決定し、配布する。

2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県、近隣の地方公共団体等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 町民生活および地域経済の安定の確保

目的		新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。 新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。
所要の対応	準備期	・ 情報共有体制の整備 ・ 支援の実施に係る仕組みの整備 ・ 物資及び資材の備蓄 ・ 生活支援を要する者への支援等の準備 ・ 火葬体制の構築
	初動期	・ 遺体の火葬・安置
	対応期	・ 町民生活の安定の確保を対象とした対応 ・ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応
主な担当課		総務課、財政課、住民課、保険年金課、福祉課、企画振興課 学校教育課、都市建設課

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行うよう努める。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3. 物資及び資材の備蓄⁶

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における 準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。

6 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

第2節 初動期

（1）目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

1. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

（1）目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、学習用端末を活用したオンライン学習により、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急

措置に関する法律（昭和 48 年 法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ・ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

② 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務継続計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

【略語・用語集】

※アイウエオ順

	略称・用語	内容
ア	アナフィラキシーショック	食物、薬剤、昆虫（ハチ）などの原因物質（アレルゲン）により、全身に急速なアレルギー症状（じんましん、呼吸困難、血圧低下など）が現れる重篤なショック状態。
	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、感染症発生・まん延時において医療機関が講ずべきこと等を記載した協定を県と医療機関とが締結すること。 協定内容に「病床確保」に関する記載を含む場合は「第一種協定指定医療機関」とし、「発熱外来」又は「自宅療養者等への医療の提供」に関する記載を含む場合は「第二種協定指定医療機関」として県が指定している。
カ	感染症指定医療機関	感染症法に基づき都道府県知事が指定する医療機関のこと。 石川中央管内では石川県立中央病院（第一種）、金沢市立病院（第二種）が指定されている。
	業務継続計画（BCP）	不足の事態において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
	緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザが国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその概要を公示する。

	緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。特措法第 32 条第 1 項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第 5 項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。 例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないよう要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請することが含まれる。
	健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
	個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)	エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
サ	サーベイランス	見張り、監視制度という意味。 疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
	指定行政機関	特措法第 2 条第 5 号に規定する国の行政機関。
	指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関のこと。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関する事業者が指定されている。
	宿泊療養施設	感染症法第 44 条の 3 第 7 項及に基づき、感染症のまん延を防止するために都道府県知事によって設置される施設。
	新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る）をいう。

	新感染症	感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
タ	地方衛生研究所	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。
	地方公共団体	内灘町及び市町村(保健所設置市を含む)
	登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。
	特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
ハ	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
	パンデミック	感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
	フレイル	「虚弱」や「脆弱」を意味する「Flailty」が語源であり、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下が見られる状態。

マ	まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を中心的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請することが含まれる。
ヤ	薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。
	要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など。
	予防接種のデジタル化	紙ベースで行われている予診票の作成・管理、接種記録の保存、接種券の郵送、費用請求などの事務をスマートフォンやタブレット、専用システムを使ってオンラインで行う取組。
ラ	リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・高津変容・信頼関係構築等)につなげていくための活動。
	リテラシー	健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

	略称・用語	内容
D	DX	DX は、デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。デジタル技術を活用し、サービスの効率化や質の向上を図るもの。
E	EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の略)。①政策目的を明確化させ、②その目標達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

P	PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
---	------	---

内灘町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月策定

(改定：令和8年6月)

内灘町町民福祉部保険年金課保健センター

〒920-0271 内灘町鶴ヶ丘 2-161-1

TEL 076-286-6101 FAX 076-286-6103

e-mail hoken-c@town.uchinada.lg.jp